

## 医療機関における 麻薬等の取扱い上の留意点について②

先に [医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点について①](#) をご覧ください。

東京都 福祉保健局 健康安全部  
薬務課 麻薬対策担当

1

医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点について パート2

このコンテンツでは、医療機関の麻薬管理者を対象に、麻薬等の取り扱い上の留意点について説明します。

このコンテンツをご覧になる前に、「医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点について パート1」をご覧ください。

## 目次

1 事故

2 廃棄

3 免許

4 譲渡・譲受

5 保管

6 麻薬処方箋

7 麻薬帳簿

8 携帯輸入

9 麻薬管理者の届出(年間届)

10 法改正について

2

パート2では、「6 麻薬処方箋」から「10 法改正について」まで説明します。  
スライドの右上に、麻薬取扱いの手引の該当ページを載せていますので、見直しの際にご活用ください。

## 6 麻薬処方箋

---

3

6 麻薬処方箋

## 適用条文

### ◆麻薬及び向精神薬取締法◆

#### 【第27条第1項、第6項】麻薬処方箋

- ・麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。
- ・麻薬施用者は、麻薬を記載した処方箋を交付するときは、その処方箋に、患者の氏名、麻薬の品名、分量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。

4

適用条文です。

前のパートからの繰り返しになりますが、麻薬施用者でなければ、麻薬処方箋を交付することはできません。

## 麻薬処方箋の記載事項

- ① 患者の氏名、年齢(生年月日でも可)
- ★② 患者の住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法用量
- ④ 麻薬施用者の記名押印又は署名
- ★⑤ 処方箋の使用期間
- ⑥ 処方箋の発行年月日
- ⑦ 麻薬施用者免許番号 ※免許を継続すると番号が変わることがあるので注意!
- ★⑧ 麻薬診療施設の名称、所在地

★マークは、院内処方箋の場合に記載を省略できる事項

こちらは、麻薬処方箋の記載事項です。  
記載事項のうち、②、⑤、⑧については、院内処方箋では省略することができます。

赤色で示した、②、④、⑦は、記載漏れが多い事項なので、注意してください。

## 記名押印と署名の違い

- ・記名押印

薬務 太郎 

記名された氏名の  
横に押印  
記名はスタンプ、印字等手段を  
問いません

- ・署名

薬務 太郎

本人が自筆で氏名を  
手書き

記載事項④の、処方医の記名押印と、署名の違いです。

麻薬施用者本人が自筆しない場合には、氏名の横に押印してください。

## 麻薬処方箋に関する事例

麻薬施用者免許の継続手続き後、免許番号が変わったことに気付かず、古い免許番号を記載された院外麻薬処方箋を患者に交付してしまった。

### 麻薬処方箋の記載不備

- 免許番号は継続時に変わることがある。  
→電子カルテシステムで麻薬処方箋が自動印字される場合には、特に注意が必要！
- 麻薬施用者免許の継続手続き後は、免許番号を再確認しておく。

麻薬処方箋に関する事例です。

麻薬施用者の免許番号は、継続手続き後も同一であるとは限りません。手続き後は、免許番号をよく確認してください。

## 7 麻薬帳簿

---

8

7 麻薬帳簿



## 適用条文

### ◆麻薬及び向精神薬取締法◆

#### 【第39条第1項】帳簿

・麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- ② 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため 交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
- ③ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
- ④ 第35条第1項の規定により届け出た麻薬（事故麻薬）の品名及び数量

適用条文です。

手引きP.9

## 麻薬帳簿の記載事項

当該麻薬診療施設で...

- ①開設者が譲り受けた麻薬
- ②開設者が廃棄した麻薬
- ③開設者が譲り渡した麻薬
- ④施用した麻薬

⑤麻薬事故届により届け出た麻薬

品名、数量、その年月日

品名、数量、事故年月日  
(届出日は備考欄に記載)

10

こちらは、麻薬帳簿の記載事項です。

開設者が譲り受けた麻薬、開設者が廃棄した麻薬、開設者が譲り渡した麻薬、施用した麻薬については、品名、数量、その年月日を  
麻薬事故届により届け出た麻薬については、品名、数量、事故年月日、届出日を  
記載する必要があります。

最低限、ここに示した事項については記載してください。

## 麻薬帳簿の記載注意事項

- ・品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載
- ・着脱式帳簿の場合は、ページ番号が必要
- ・ボールペン等の字が消えない筆記具を使用
- ・記載内容の訂正は、二本線等により抹消し、訂正した箇所に訂正者（麻薬管理者）の訂正印を押印（修正液等は使用しない）
- ・原則として、譲り受け・施用（又は交付）の都度記載
- ・定期的に帳簿残高と在庫現品を確認
- ・コンピュータ処理の場合、出力した印刷物を帳簿とみなす  
（原本性の確保のため、麻薬管理者の押印等があるのが望ましい）

データ改ざん・破損防止対策を講じてください  
（例：パスワードの設定、定期的なバックアップ）



最低限の記載事項を守った上で、帳簿の記載について、次のような注意事項があります。

- ・品名、剤型、濃度別に、口座を設けて記載してください。
- ・着脱式帳簿の場合は、ページの抜き差し防止という観点から、ページ番号が必要です。
- ・記載には、字が消えない筆記具を使用してください。
- ・記載内容の訂正は、修正液等は使用せず、二本線等により抹消し、訂正した箇所に訂正印を押印してください。

ページ番号、字が消えない筆記具、訂正印の使用は、改ざん防止のため重要です。

- ・譲り受け・施用は、その都度記載してください。
- ・帳簿残高と在庫現品の確認は、定期的に行ってください。
- ・パソコンで管理している場合には、出力した印刷物を帳簿とみなします。  
麻薬廃棄届で廃棄手続きを行う場合、麻薬帳簿を持参してもらう必要がありますので、定期的に印刷してください。  
印刷した帳簿には、麻薬管理者の押印などをお願いいたします。

また、パソコンで管理する場合、データの改ざん防止にパスワードをもうける、定期的にバックアップをとる、などの対応をお願いいたします。



## 麻薬帳簿の記載のポイント①

- ・「受入」の年月日は麻薬譲渡証に記載された年月日を記載。  
(麻薬到着年月日と異なる場合は、備考欄に到着年月日を記載)
- ・払出し時には、備考欄に患者氏名又はカルテ番号を記載。
- ・施用残液を廃棄した場合は、その廃棄数量(mL)、廃棄に立会った者の氏名を備考欄に記載。
- ・調剤済麻薬を廃棄した場合は、調剤済麻薬廃棄届を提出した旨及び届出日を備考欄に記載。
- ・フェンタニル経皮吸収型製剤を、慢性疼痛の患者に払い出した場合、①「慢」「マ」「※」等の記号を付ける②色を変える等の方法により、慢性疼痛の患者に払い出したことが分かるように備考欄に記載。

麻薬帳簿の記載のポイントです。

「受入」は、麻薬譲渡証に記載された年月日を記載します。

払出しの際には、備考欄に患者氏名、又はカルテ番号を記載してください。

施用残液を廃棄した場合は、備考欄にその廃棄数量、廃棄に立会った方の氏名を記載してください。

調剤済麻薬を廃棄した場合は、調剤済麻薬廃棄届を提出した旨、及び届出日を備考欄に記載します。

フェンタニル経皮吸収型製剤を慢性疼痛の患者に払い出した場合、記号を付ける、色を変える等の方法により、慢性疼痛の患者に払い出したことが分かるように備考欄に記載してください。

## 麻薬帳簿の記載のポイント②

### 〈患者等から返却された麻薬〉

- 元帳簿に記載する場合は、括弧書き、色を変える、記号を付けるなどして、麻薬卸売業者から購入した麻薬と区別する。
- 必要に応じて、廃棄簿を使用する。
- 注射剤の規格・数量等は、得られた範囲で情報を記載する。

患者等から返却された麻薬についての帳簿記載のポイントです。

- 元帳簿に記載する場合は、卸売業者から購入した麻薬と区別してください。
- 必要に応じて、廃棄簿を使用してください。
- 返却された注射剤については、得られた範囲で情報を記載します。

## 8 携帯輸入

---

15

8 携帯輸入

## 適用条文

### ◆麻薬及び向精神薬取締法◆

#### 【第13条第1項】輸入

- ・麻薬輸入業者でなければ、麻薬を輸入してはならない。  
ただし、本邦に入国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸入する場合は、この限りでない。

#### 【第17条】輸出

- ・麻薬輸出業者でなければ、麻薬を輸出してはならない。  
ただし、本邦から出国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出する場合は、この限りでない。

16

適用条文です。

麻薬については、原則、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者でなければ輸出入できませんが、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入する場合には、この限りではありません。



## 麻薬の携帯輸出(輸入)許可

自己疾病の治療のため麻薬を服用する必要がある患者が出国したり、海外の病院で処方された麻薬を所持して帰国(入国)する場合には、「麻薬携帯輸入(輸出)許可申請書」により申請し、厚生労働大臣の許可を受ければ、麻薬を携帯して出入国できる。

問い合わせ先:厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部  
03-3512-8691(直通)

- ・ 海外から入国した患者(日本国籍、外国籍を問わず)が麻薬を所持していた場合、「麻薬携帯輸入許可」を受けているか必ず確認。
- ・ 患者が麻薬を所持して出国する場合には、許可が必要。
- ・ 渡航先の法規制の確認も必要!

自己疾病の治療のため麻薬を携帯輸出入する場合は、事前に申請し、許可を得る必要があります。  
必要な場合は、麻薬取締部にお問い合わせください。

海外から入国した患者について、持参薬の中に麻薬があった場合には、携帯輸入許可を受けているか、必ず確認してください。  
もし許可を受けていない場合には、薬務課麻薬対策担当へご連絡ください。

また、逆に麻薬を持って出国する場合は、当許可に加え、渡航先の法規制の確認も必要になります。

## 9 麻薬管理者の届出(年間届)

---

18

### 9 麻薬管理者の届出

## 年間届

### ◆麻薬及び向精神薬取締法◆

#### 【第48条】麻薬管理者の届出

・麻薬管理者は、毎年11月30日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名及び数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- ③ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

年間届の記載事項は、ここに示した3点です。

## 年間届の記載上の注意事項

- ・譲渡証、帳簿、実在庫数量を確認して作成し、一致を確認すること。
- ・麻薬処方箋の交付のみで、麻薬を所有していない場合も届出必要。  
（「所有なし」と記載）※表内に記載してあれば記載場所は問わない。
- ・調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載不要。
- ・麻薬廃棄届により廃棄した数量、麻薬事故届により届け出た麻薬数量、帳簿訂正により処理した数量は備考欄に記載。
- ・麻薬譲渡許可により譲渡した麻薬は、譲渡した数量、麻薬譲渡許可の旨、譲渡先を記載する。
- ・入院患者に処方した麻薬で調剤所等に戻した後、再利用される麻薬がある場合は2行使用し、譲受麻薬数量欄に( )書きで記載。
- ・年間届提出後、誤りがあった場合は年間届訂正願(手引きP.58)を届出。

20

こちらは、年間届の記載上の注意事項です。  
年間届の裏面も参考にしてください。

年間届を作成する際には、譲渡証、帳簿、実在庫に矛盾がないことを、必ず確認してください。

麻薬処方箋の発行のみで麻薬を所有していない場合、「所有なし」と記載してください。

麻薬譲渡許可により譲渡した麻薬は、譲渡した数量、麻薬譲渡許可の旨、譲渡先を記載してください。次のスライドで例を示します。

年間届提出後、誤りがあった場合には、年間届訂正願により届け出てください。

## 年間届記載例①

品名	区分 単位	H29.10.1現在 麻薬所有数量 ①	H29.10.1からH30.9.30までの譲 受及び施用麻薬		H30.9.30現在 麻薬所有数量 ⑤	備考 ④
			譲受麻薬数量 ②	施用又は施用 のため交付した 数量 ③		
モルヒネ塩酸塩注射 液10mg	A	90	10	80	10	10A 麻薬譲渡許可 丸都製薬(株)へ譲渡
デュロテップMTパッ チ4.2mg	枚	150	600	687	96	2枚廃棄
			(35)			
アヘンチンキ	mL	7.0	25.0	24.5	7.0	帳簿訂正-0.5mL

**Point !**

①+②-③-④(備考欄のマイナス分)=⑤ でチェック!

21

こちらは、年間届記載例です。

麻薬譲渡許可で譲渡した麻薬は、備考欄に譲渡した数量と譲渡許可の旨、譲渡先を記載してください。

数量に齟齬がないか、提出前にご確認ください。



## 10 法改正について

---

23

10 法改正について

## 覚醒剤取締法の改正について

### 【改正のポイント】

医療用麻薬と同様に、患者による携帯輸出入や調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の医療機関・薬局における取扱い等について見直された。

### 【覚醒剤原料について】

覚醒剤原料として、法律で8物質（エフェドリン（10%以下を除く）等）、政令で4物質（セレギニン等）の計12物質が指定されている。

### 【法施行日】

令和2年4月1日

24

覚醒剤取締法の改正についてです。

医療用麻薬と同様に、患者による携帯輸出入や、調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の取扱い等について、見直しが行われました。



## 覚醒剤取締法の改正内容

- 全ての条文において「覚せい剤」が「覚醒剤」に改正 ⇒ 各種届出、譲渡証・譲受証が改正
  - 厚生労働大臣の許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で、医薬品である覚醒剤原料の携帯輸出入が可能
  - 患者に調剤・交付された医薬品である覚醒剤原料について、医療機関等で譲受可能\*とし、医療機関等で譲受した際の「譲受の届」の規定が新設
- (\*医療機関は、自らが譲渡(交付)した医薬品である覚醒剤原料に限る。)

25

こちらが、改正内容です。

- 「覚せい剤」の表記の改正に伴い、各種届出、譲渡証・譲受証も改正されました。
- 覚醒剤原料については、医療用の医薬品であっても、携帯輸出入ができませんでしたが、  
法改正により、医療用麻薬と同じように、携帯輸出入が可能となりました。
- 患者に調剤・交付された医薬品である覚醒剤原料について、医療機関等で譲受可能となり、「譲受の届」の規定が新設されました。

## 覚醒剤取締法の改正内容

- 調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄届の規定が新設
- 医薬品である覚醒剤原料に関する帳簿を備え、必要事項の記録が義務化

法施行日：令和2年4月1日

26

- 調剤済みの覚醒剤原料の廃棄届の規定が新設されました。
- さらに、帳簿を備え、必要事項を記録することが義務化されました。

## 麻薬取扱いの手引き

- ・麻薬の管理については、  
麻薬取扱いの手引－病院・診療所・飼育動物診療施設－  
を確認してください。
- ・最新版のダウンロードは、

東京都 麻薬取扱い 病院



で検索

- ・ URL  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/homayaku.html>

麻薬取扱いの手引きは、ホームページからもダウンロードできます。  
様式のダウンロードもご活用ください。

- 迷ったらまずは手引きの確認、それでも解決しない場合は薬務課へご連絡ください。

《一般的な事項》麻薬対策担当(03-5320-4505)

《申請・届出関係》薬事免許担当(03-5320-4503)

今後も、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の適正管理を  
よろしくお願いいたします。

医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点についてパート2の説明は、以上で終了です。

麻薬等の取扱いについて、判断に迷ったらまずは手引きをご確認いただき、それでも解決しない場合には、薬務課までご連絡ください。

今後も、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の適正管理をよろしくお願いいたします。  
ご視聴ありがとうございました。